

(法務委員会)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第五八号）

（衆議院送付）要旨

本法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、爆発物取締罰則等の関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。